

平成 18 年 4 月 17 日

## 放射線管理区域への入域時における装備品の未着用について

平成 18 年 4 月 16 日午前 9 時 30 分頃、3・4 号機サービス建屋<sup>\*1</sup>において、見学者対応の準備をするため、靴・ヘルメット置き場（放射線管理区域<sup>\*2</sup>）に椅子を搬入していた当社社員 2 名のうち 1 名が、誤って警報付個人線量計<sup>\*3</sup>を着用せずに放射線管理区域に入域しました。

その後、当該社員は、午前 10 時 40 分頃に警報付個人線量計を持っていないことに気づき、すぐに放射線管理区域より退域しました。

調査の結果、当該社員は椅子搬入作業のため、放射線管理区域に入域する場合に通過しなければならないチェックポイント<sup>\*4</sup>を迂回しましたが、その際、放射線管理区域手前に椅子を仮置きした後、チェックポイントへ戻り、警報付個人線量計を着用して放射線管理区域へ入域すべきところ、着用せずに入域していたことがわかりました。

なお、同一作業を実施していた他の社員が着用していた警報付個人線量計の値から、当該社員の放射線被ばくがなかったことを確認しております。

今後、原因を調査し、必要な対策を講じます。

以 上

\* 1 サービス建屋

中央制御室や管理区域への人の出入りをチェックする他、作業員の休憩等の場所として提供している建屋。

\* 2 放射線管理区域

放射線による無用な被ばくを防止するため、また、放射性物質による放射能汚染の拡大防止をはかるため管理を必要とする区域。

\* 3 警報付個人線量計

作業員個人の被ばく線量および放射線管理区域の入域時間を測定する測定器。被ばく線量や入域時間があるレベルに達したときにアラームが鳴る。

\* 4 チェックポイント

放射線管理区域へ入域する人および物品の出入りを監視する場所で、監視員が常駐している。

これは「当社原子力発電所における不適合事象の公表方法の見直しについて」（平成 15 年 11 月 10 日お知らせ済み）における区分Ⅲの事象として、休日に発生した不適合事象を翌営業日に公表しているものです。